

公共工事の発注に係る事務処理について

昭和 58 年 3 月 25 日
北九契一第 356 号
最終改正
平成 9 年 3 月 31 日
契約室長から契約・設計
・施工管理担当部長あて

みだしのことについては、昭和 58 年 4 月 1 日付で下記のとおり取扱うこととしたのでお知らせします。

なお、これに伴い、貴部等においても相応の措置を講じていただく必要があるので、よろしくお取り計らいください。

記

1～3 略 （既に別の規程に取り込み済。）

4 かし担保責任

かし担保になじまない委託設計については、契約書の「5. かし担保責任期間」の欄は横線を引き抹消する。

ただし、実施設計については、「この契約による成果品にもとづき施工される工事が完成したのち 1 年間」のかし担保を設定する。